別記第2号様式（第5条関係）

教育・保育給付認定申請書 兼 令和９年度 保育所等 利用申込書 （ □ 転所 ）

江東区長 殿

①の記載内容のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。※1

江東区福祉事務所長 殿

①及び②の記載内容のとおり、入園のしおりの内容を承諾した上で保育所等の利用申込みをします。

教育・保育給付認定、保育施設の利用調整及び保育料の決定にあたり、マイナンバーの情報連携に同意します。

※申込み児童が3名以上の場合にはコピーしてお使いください。

転所を希望の場合、上の□にチェックをお願いします。
転所の必要がなくなった場合には申込みの取下げが必要です。

申込日 令和8 年 10 月 13 日

①

現住所	江東区 東陽 4 丁目 11 番 28 － マンション名など 江東マンション 101 号

		氏名	生年月日	年齢	令和8年(2026年)1月1日時点の住民登録地（正確にご記入ください）※4
代保表護者者※2	☑父 □母	フリガナ コウトウ タロウ 江東 太郎	昭和64年1月1日	37	☑江東区内 □江東区以外（下部に、R8.1.1時点の住民登録地を番地まで正確にご記入ください。） ⇒
		電話番号 080 － 1234 － 5678	優先連絡先に○※3		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
保護者	□父 ☑母	フリガナ コウトウ ハナコ 江東 花子	平成2年1月1日	36	□江東区内 ☑江東区以外（下部に、R8.1.1時点の住民登録地を番地まで正確にご記入ください。） ⇒ 東京都墨田区押上1丁目1−1
		電話番号 090 － 2345 － 6789	優先連絡先に○※3 ○		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

申込み児童

	申込み児童 ①	申込み児童 ②
氏名	フリガナ コウトウ ジロウ 江東 次郎	フリガナ コウトウ サブロウ 江東 三郎
性別	男	男
生年月日	令和5年5月2日	令和8年4月5日
クラス年齢	R9.4.1の年齢 3	R9.4.1の年齢 0
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
申込み区分	□既に教育・保育給付認定を受けている ☑2号認定を申請する（満3歳以上） □3号認定を申請する（満3歳未満）	□既に教育・保育給付認定を受けている □2号認定を申請する（満3歳以上） ☑3号認定を申請する（満3歳未満）
申込み児童の現在の主な保育状況（1つだけ選択してください）	□父 □母 □祖父 □祖母 □知人 □親戚 □認可保育園 □認証保育所 □幼稚園 ☑その他認可外保育施設 □一時保育 □居宅訪問型保育 □その他 （ ）	□父 ☑母 □祖父 □祖母 □知人 □親戚 □認可保育園 □認証保育所 □幼稚園 □その他認可外保育施設 □一時保育 □居宅訪問型保育 □その他 （ ）
施設名	江東キッズガーデン	
所在地	東京 都 江東 区	
利用開始日	令和6 年 5 月 1 日	年 月 日

②

利用希望園※5

	施設コード(6桁)	施設名（(本園)、(分園)等正確にご記入ください。）	施設コード(6桁)	施設名（(本園)、(分園)等正確にご記入ください。）
第1希望	100140	東陽	100140	東陽
第2希望	100040	古石場	100040	古石場
第3希望	100030	深川一丁目		
第4希望				
第5希望				

利用開始希望月 令和 9 年 4 月 1日 から

保育短時間認定を希望する場合 □ 保育短時間認定を希望する （9時～17時）
※上記にチェックがない場合は、保育標準時間認定となります。
※ただし、下の子の育児休業期間中は、原則としてチェックの有無にかかわらず、保育短時間認定となります。

同時に2人以上申込む場合※6

申込み児童全員が入れる場合のみ入所希望

A □ 同一施設にならなければ入所（転所）しない
B ☑ 希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先
C □ （別の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先

一部の申込み児童だけでも入所希望

D □ 希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先
E □ （別の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先

一人が入所できる場合のみ、もう一人の入所を希望

F □ **上の子**は一人でも入所希望 **下の子**は同一施設となる時のみ希望
G □ **下の子**は一人でも入所希望 **上の子**は同一施設となる時のみ希望

区使用欄

電子番号	備考	担当	受付印

※1 保育の必要性を証明する書類は、不備なく提出されている必要があります。育児休業からの復職予定の方で利用調整の結果、待機となった場合は、保護者の就労（復職）を確認できる書類の提出後に、保育の必要性を認定します。
※2 ◆今後保育所等に関する通知の宛名は、保護者代表者欄に記入した方となります。
◆保護者代表者が世帯主以外でも構いませんが、父母のうち一方が江東区民でもう一方が区外在住者の場合は、江東区民を保護者代表者としてください。
◆以前に子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をしている、または利用申込みをしており、保護者が同じ場合は、既に登録されている保護者を代表者といたします。
※3 ○が両親のどちらにもついていない場合は、保護者代表者を優先連絡先とします。
※4 記載内容が異なる場合又は税申告の手続きが済んでいない場合は、区市町村民税の確認ができないことから、利用調整において不利になることがあります。
※5 施設コードと施設名が不一致の場合、『施設名欄』に記載された保育園が正しい記載であるものとして選考いたします。
また、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除し、下位の園を繰り上げます。
※6 F及びGは、3人以上同時申込では選択できません。入園のしおりに、きょうだいで申込む場合の選択方法の説明があります。